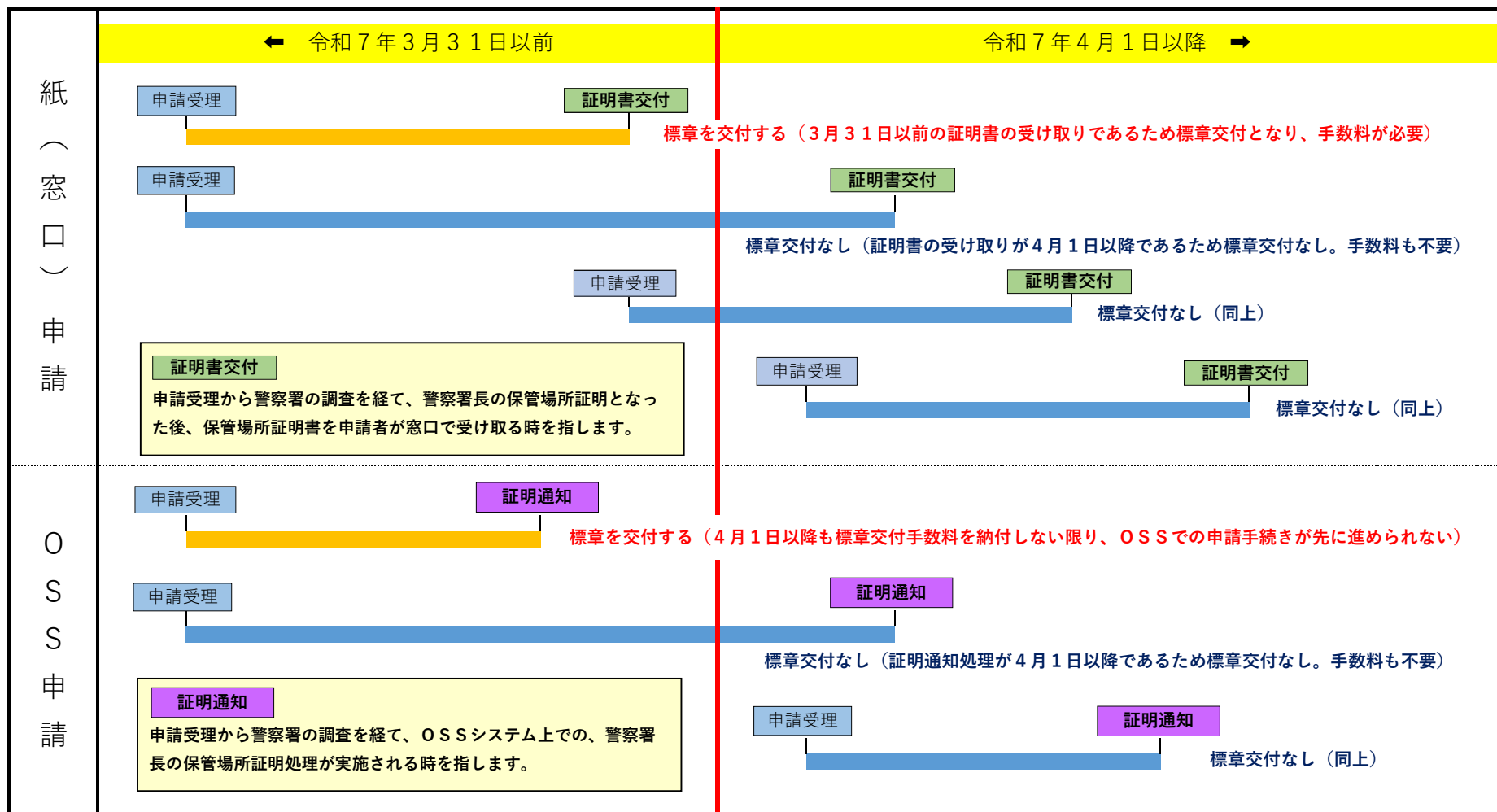


自動車保管場所関係法令等の改正に伴い、令和7年4月1日から自動車保管場所標章が廃止となります。

- ・ 令和7年4月1日から、自動車保管場所標章（以下「標章」という。）は廃止となります。
- ・ 標章交付の際、これまで500円の手数料を徴収しているところ、標章の廃止に伴い当該手数料も不要となります。なお、標章は、申請用紙による窓口申請とOSSによる電子申請とで、交付となる条件が一部異なります。詳しくは、下記の表でパターン別にご確認ください。



※ 保管場所の届出（軽自動車の届出、保管場所変更の届出）は、警察署で保管場所届出書を受理した日が令和7年4月1日以降であれば標章の交付はありません。
届出が令和7年3月31日以前であれば標章の交付が必要です。